

明日香村教育訓練助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明日香村教育訓練助成金（第3条第2項を除き、以下「本助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本助成金は、就労に必要な資格または免許の取得を支援することにより、再就職または非正規雇用から正規雇用への雇用形態の転換を促進することを目的として交付する。

(交付対象者)

第3条 本助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、本助成金の交付を申請する時点において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本村に住所を有する者であること。
- (2) 大学院、大学、短大、高専、専修学校等の学生でないこと。
- (3) 対象教育訓練を修了し、修了証または単位認定証を授与された者であること。
- (4) 村税等を滞納していないこと。

(対象教育訓練)

第4条 本助成金の対象となる教育訓練（以下「対象教育訓練」という。）は、雇用保険法（昭和49年法律第49号）第60条の2に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練とする。

(助成金の額)

第5条 本助成金の額は、対象教育訓練の受講料（入学料を除く。）のうち交付対象者の負担した額に2分の1を乗じて得た額（当該100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、10万円を限度額とする。

(交付申請)

第6条 本助成金の交付を受けようとする者は、資格等を取得した日の属する年度の末日（資格等を取得した日が3月1日から同月31日までの日であるときは、翌年度の4月30日）までに、助成金交付申請書（別記様式第1号）により村長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 教育訓練調書（別記様式2）
- (2) 対象教育訓練の内容がわかる書類
- (3) 修了証または単位認定書の写し
- (4) 受講料の額が確認できる書類
- (5) 教育訓練給付金の支給を受けたことを確認することができる書類（教育訓練給付金の支給を受けた場合に限る。
- (6) その他村長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 村長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付するか否かを決定するものとする。

（交付決定等の通知）

第8条 村長は、助成金の交付を決定したときは、当該助成金の交付の申請をした者に対し、助成金交付決定通知書（別記様式第3号）により、その旨を通知するものとする。

2 村長は、助成金を交付することが適当でないと認めるときは、当該助成金の交付の申請をした者に対し、その旨を通知するものとする。

（助成金の支払の請求）

第9条 助成金の交付の決定を受けた者は、当該助成金の支払の請求をしようとするときは、助成金支払請求書（別記様式第4号）を村長に提出するものとする。

（助成金の支払）

第10条 村長は、前条の助成金支払請求書の提出があったときは、その日から30日以内に、村長が定める方法により、当該請求に係る助成金を支払うものとする。

（その他）

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同年4月1日以後における資格等の取得について適用する。

別記 様式第 1 号（第 6 条第 1 項関係）

年 月 日

明日香村長 様

(申請者) 住 所 〒 -

明日香村大字

氏 名 印

生年月日 年 月 日生

連 絡 先

明日香村教育訓練助成金交付申請書

次のとおり明日香村教育訓練助成金の交付を受けたいので、明日香村教育訓練助成金交付要綱（令和 7 年 4 月 1 日施行）の第 6 条の規定により申請します。

記

1 補 助 年 度	年度
2 補 助 金 の 額	円
3 取 得 し た 資 格 等 の 名 称	
4 資 格 等 取 得 年 月 日	年 月 日
5 補 助 対 象 経 費	円
6 他 の 補 助 金 の 交 付 の 有 無	あり ・ なし
この申請に伴い、私の村税等の納付状況について確認されることについて同意します。 年 月 日 住 所 明日香村大字 氏 名 印	

※申請者が氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。

別記 様式第2号（第6条第2項関係）

教 育 訓 練 調 書

対 象 事 業 の 名 称	明日香村教育訓練助成金
教 育 訓 練 の 実 施 機 関	
教 育 訓 練 の 期 間	
教 育 訓 練 の 受 講 料	円（消費税込み） [うち教育訓練給付金支給額 円]
添 付 書 類	☐ 対象教育訓練の内容がわかる書類 ☐ 修了証または単位認定書の写し ☐ 受講料の額が確認できる書類 ☐ 教育訓練給付金の額が確認できる書類 ☐ その他村長が必要と認める書類（本人確認書類等）

別記 様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

様

明日香村長 印

明日香村教育訓練助成金交付決定通知書

年 月 日付け申請のありました明日香村教育訓練助成金につきましては、次のとおり交付することに決定しましたので、明日香村教育訓練助成金交付要綱（令和 7 年 4 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

記

- 1 補助年度 年度
- 2 補助金の額 円

明日香村教育訓練助成金請求書

年 月 日

明日香村長 様

(請求者)
住 所 奈良県高市郡明日香村大字

氏 名 ㊞

明日香村教育訓練助成金について、下記のとおり交付を受けたいので明日香村教育訓練助成金交付要綱第 9 条の規定に基づき、請求します。

記

- 1 助成金の名称 明日香村教育訓練助成金
- 2 交付決定金額 円
- 3 交付請求金額 円

4 口座等

金融機関名				支店名			預金種別	
銀行・農協・金庫				本店・支店・支所			普通 ・ 当座	
口 座 番 号							口座名義人（カタカナ）	